

## 島根原子力発電所の教育訓練計画(2019年度) その1: 運転員以外対象

(単位:人)

| 保 安 教 育 の 内 容 (保安規定) |   |                  |  | 実施時期<br>(教育訓練手順書)                                    | 2019年度<br>計画<br>訓練者数<br>(前年度からの<br>計画増減数) | 2018年度<br>計画<br>訓練者数 |
|----------------------|---|------------------|--|--|---|----------------------|
| 大分類                  | 中分類                                     | 小分類 (項目)         | 内 容  |  |   |                      |
| 入所時に実施する教育           | 関係法令および保安規定の遵守に関すること                    | 原子炉等規制法          | 原子炉等規制法に関連する法令の概要ならびに関係法令および保安規定の遵守に関すること  | 入所後<br>1週間程度   | -   | -                    |
|                      | 原子炉施設の構造、性能に関すること                       | 設備概要、主要系統の機能     | 原子炉のしくみ<br>・原子炉容器等主要機器の構造に関すること<br>・原子炉冷却系統等主要系統の機能・性能に関すること   |  |   |                      |
|                      | 原子炉施設の廃止措置に関すること                        | 廃止措置計画           | 廃止措置の概要に関すること  |  |   |                      |
|                      | 非常の場合に講すべき処置に関すること                      |                  | 非常の場合に講すべき処置の概要  |  |   |                      |
| 放射線業務従事者教育           | 関係法令および保安規定の遵守に関すること                    |                  | 法令、労働安全衛生規則および電離放射線障害防止規則の関係条項   | 管理区域内において核燃料物質もしくは使用済燃料またはこれらによって汚染された物を取り扱う業務に就かせる時 | -   | -                    |
|                      | 原子炉施設の構造、性能に関すること                       | 設備概要、主要系統の機能     | 原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備およびその他の設備の構造に関すること  |  |   |                      |
|                      | 放射線管理に関すること                             |                  | ・原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備およびその他の設備の取扱いの方法<br>・管理区域への立入りおよび退去の手順<br>・外部放射線による線量当量率および空気中の放射性物質の濃度の監視の方法<br>・電離放射線が生体の細胞、組織、器官および全身に与える影響 |  |   |                      |
|                      | 核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること       |                  | 核燃料物質もしくは使用済燃料またはこれらによって汚染された物の種類および性状ならびに運搬、貯蔵、廃棄の作業の方法・順序<br>異常な事態が発生した場合における応急措置の方法   |  |   |                      |
| その他反復教育              | 関係法令および保安規定の遵守に関すること                    | 原子炉施設保安規定        | 保安規定(総則、品質保証、体制および評価、保安教育、記録および報告)に関することならびに関係法令および保安規定の遵守に関すること   | 3年間で対象者全員が受講   | 69<br>(+33)                               | 36                   |
|                      | 原子炉施設の運転に関すること<br>(原子炉施設の廃止措置の運用に関すること) | 運転管理<br>(廃止措置管理) | ・臨界管理に関すること<br>・運転上の留意事項に関すること、通則に関すること<br>・運転上の制限に関すること<br>・異常時の措置に関すること<br>(通則、施設運用上の基準に関すること)                               | 3年間で対象者全員が受講   | 90<br>(-14)                               | 104                  |
|                      |   | 保守管理             | 保守管理計画に関すること   | 3年間で対象者全員が受講   | 161<br>(+51)                              | 110                  |
|                      | 放射線管理に関すること                             | 放射線管理            | ・管理区域への出入り管理等、区域管理に関すること<br>・線量限度等、被ばく管理に関すること<br>・外部放射線に係る線量当量率等の測定に関すること<br>・管理区域外への移動等物品移動の管理に関すること<br>・協力会社等の放射線防護に関すること   | 3年間で対象者全員が受講   | 161<br>(+64)                              | 97                   |
|                      |   |                  | 放射線測定器の取扱い   | 3年間で対象者全員が受講   | 15<br>(+9)                                | 6                    |
|                      | 核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること       | 放射性廃棄物管理         | 放射性固体・液体・気体廃棄物の管理に関すること  | 3年間で対象者全員が受講   | 121<br>(-14)                              | 135                  |
|                      |   | 燃料管理             | ・燃料管理における臨界管理<br>・燃料の検査、取替、運搬および貯蔵に関すること   | 3年間で対象者全員が受講   | 70<br>(+45)                               | 25                   |
|                      | 非常の場合に講すべき処置に関すること                      |                  | 緊急事態応急対策等、原子力防災対策活動に関すること<br>(アクシデントマネジメント対応を含む)   | 3年間で対象者全員が受講   | 112<br>(+10)                              | 102                  |

## 島根原子力発電所の教育訓練計画(2019年度) その2: 運転員対象

(単位:人)

| 保安教育の内容(保安規定) |   |                  |   | 実施時期<br>(教育訓練手順書) | 2019年度<br>計画<br>訓練者数<br>(前年度からの<br>計画増減数) | 2018年度<br>計画<br>訓練者数 |
|---------------|---|------------------|---|-------------------|---|----------------------|
| 大分類           | 中分類   | 小分類(項目)          | 内容  |                   |   |                      |
| その他<br>反復教育   | 原子炉施設の運転に関すること<br><br>(原子炉施設の廃止措置の運用に関すること) | 原子炉施設保安規定        | ・保安規定(総則、品質保証、体制および評価、保安教育、記録および報告に関する規則の概要)に関することならびに関係法令および保安規定の遵守に関すること<br>・保安に関する各組織および各職務の具体的役割と確認すべき記録            | 3年間で対象者<br>全員が受講  | 0<br>(-62)                                | 62                   |
|               |   |                  | 原子炉物理・臨界管理  | 3年間で対象者<br>全員が受講  | 0<br>(-62)                                | 62                   |
|               |   | 運転管理<br>(廃止措置管理) | 運転管理I(廃止措置管理I)<br>運転管理II(廃止措置管理II)<br>運転管理III(廃止措置管理III)  | 3年間で対象者<br>全員が受講  | 61<br>(-1)                                | 62                   |
|               |   |                  | 巡回点検・定期的検査I(巡回・定期的検査I)<br>巡回点検・定期的検査II(巡回・定期的検査II)  | 3年間で対象者<br>全員が受講  | 61<br>(+59)                               | 2                    |
|               |   |                  | 異常時対応(現場機器対応)<br>異常時対応(中央制御室内対応)<br>異常時対応(指揮、状況判断)  | 6回/年              | 427<br>(-7)                               | 434                  |
|               | 放射線管理にすること                                  | 運転訓練             | シミュレータ訓練I<br>(直員連携研修)   | 1回/年              | 61<br>(-1)                                | 62                   |
|               |   |                  | シミュレータ訓練II<br>(再研修)   | 1回/年              | 30<br>(+3)                                | 27                   |
|               |   |                  | シミュレータ訓練III<br>(当直管理者研修)  | 1回/年              | 12<br>(-2)                                | 14                   |
|               |   |                  | シミュレータ訓練III<br>(B T C上級)  | 3年間で対象者<br>全員が受講  | 4<br>(+1)                                 | 3                    |
|               | 核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取り扱いに関すること          | 保守管理             | 保守管理計画に関することI<br>保守管理計画に関することII   | 3年間で対象者<br>全員が受講  | 61<br>(+59)                               | 2                    |
|               |   | 放射線管理            | ・管理区域への出入管理等、区域管理に関するこ<br>・線量限度等、被ばく管理に関するこ<br>・外部放射線に係る線量当量率等の測定に関するこ<br>・管理区域外への移動等、物品移動の管理に関するこ<br>・協力会社等の放射線防護に関するこ | 3年間で対象者<br>全員が受講  | 61<br>(+59)                               | 2                    |
|               |   |                  | 放射線測定器の取扱い  | 3年間で対象者<br>全員が受講  | 0<br>(-62)                                | 62                   |
|               |   | 放射性廃棄物管理         | 放射性固体・液体・気体廃棄物の管理に関するこ  | 3年間で対象者<br>全員が受講  | 0<br>(-62)                                | 62                   |
|               |   | 燃料管理             | ・燃料の臨界管理に関するこ<br>・燃料の検査、取替、運搬および貯蔵に関するこ   | 3年間で対象者<br>全員が受講  | 61<br>(+59)                               | 2                    |
|               | 非常の場合に講ずべき処置に関するこ                           |                  | 緊急事態応急対策等、原子力防災対策活動に関するこ<br>(アクシデントマネジメント対応を含む)   | 3年間で対象者<br>全員が受講  | 0<br>(-62)                                | 62                   |